



令和2年8月4日

中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 夏季休暇期間中における防疫対策の徹底について
- 2 飼養衛生管理基準の改正について
- 3 群馬県総合計画（基本計画）検討のための地域版県民アンケートについて

【 添付書類 】

- 1 外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのお願い
- 2 飼養衛生管理基準の改正について

◆◆ 夏季休暇期間中における防疫対策の徹底について ◆◆

1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、CSF、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

ア 渡航に当たっての留意事項

- (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (イ) 動物との不用意な接触を避けること。
- (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (エ) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



イ 帰国後の留意事項

- 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。
農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

(2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

(3) 早期通報の徹底

死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。

◆◆ 飼養衛生管理基準の改正について ◆◆

本年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、令和2年10月1日より、改正された飼養衛生管理基準が施行されます（一部の取組には、猶予期間あり）。新設等される内容は以下のとおりとなりますので、実施の準備をお願いします。

- ① 家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設
【令和4年2月施行】
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ④ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置
- ⑤ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- ⑥ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

【家保からのお願い】

先日は上記①の新設に伴う飼養衛生管理者の登録報告にご協力頂きありがとうございました。提出頂いたメールアドレスが正しく登録できているかを確認するため、下記のメールアドレスまで、メールを送信して頂きますようお願いいたします。

その際、件名または本文に、農場名（馬）又は農家名（馬）を記入して頂きますようお願いいたします。

○メール送付先：chuunou-kaho@pref.gunma.lg.jp

◆◆ 群馬県総合計画のための地域版県民アンケートについて ◆◆

群馬県では、現在、20年後を見据えたビジョンと10年間の基本計画で構成する新・総合計画の策定を進めています。

本調査は、新・総合計画（基本計画）における地域別の将来の方向性を検討するため、県民の皆様のご意見を伺うものです。あなたが理想とする地域の将来の姿について、お聞かせください。

アンケート回答方法 ※次のいずれかの方法でご回答ください

(1) インターネットでの回答

以下のURL（ぐんま電子申請受付システム）から回答ページへアクセスしてご回答ください。https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2025

「ぐんま電子申請受付システム」QRコード



(2) 調査票での回答

以下のURL（群馬県HP）からダウンロードするか、県民センターまたは各行政県税事務所で調査票を入手し、ご回答の上、戦略企画課まで郵送・FAX等でご提出ください。

http://www.pref.gunma.jp/07/b01g_00061.html

アンケート回答期日

令和2年8月28日（金）まで

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。